

令和5年4月29日

ご入居者様・ご家族様

住宅型有料老人ホーム コンソルテ新緑苑
施設長 岡田 浩治

5月8日以降の予約制面会、外出等のお知らせ

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けについて、政府は本年5月8日に、季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行する方針を固めました。

これを受けまして、当施設でも同日より、予約制面会、予約制ランチ面会、外出について別紙の通りといたします。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の決定では、「高齢者施設等においては5類に移行後も新型コロナウイルスにかかる感染症対策の徹底を当面継続すること」とされています。

その為、今回の決定内容の適用は一旦6月30日までとし、施設内での6回目のワクチン接種(6/13)が実施され、その後の社会情勢等を鑑みて、7月1日以降の対応を再検討する予定です。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症予防に努めて参りますので、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

※感染状況等を鑑みて、予約制面会、予約制ランチ面会、外出を中止、制限させていただく場合があります。

(別紙①)

コンサルテ新緑苑 予約制面会について

(2023年5月8日より)

■実施日時

毎日 ①10：00～ ②11：00～ ③13：30～ ④14：30～ ⑤15：30～

※各時間枠2組まで

■実施時間

1回 30分以内

※面会開始時間及び面会時間の遵守をお願いいたします。

■面会場所・面会人数

- ・ 1階応接室、4階相談室、各居室のいずれか。
いずれの場所も面会者は2名まで。飲食禁止。
- ・ 面会当日を含む4日前からの検温をお願いいたします。当日は受付にて手指消毒、検温、健康状態チェックリストにご記入の上、面会となります。(37.5℃以上の方、のどに痛みのある方、味覚・嗅覚に異常のある方等は入館いただけません)。
また、マスクは必ずご持参ください。

■申し込み方法 (事前予約)

- ・ 面会ご希望日の2週間前から、電話(077-548-6110)のみで予約を受け付けます(受付時間毎日9：00～17：00)。上記①～⑤のご希望の時間枠とご希望の面会場所をお伝えください。同じ時間枠での予約は2組となります。また、ご入居者様からの直接の予約は受け付けません。
- ・ 面会の頻度は入居者様お1人に対し、面会后、次の面会まで3日空けて下さい。
例：5/8(月)に面会、次回は5/12(金)以降。

※洗濯物等の荷物の受け渡しのみも従来通り受付で承ります。

※WEB面会も従来通り実施します。感染予防の為、こちらもご活用ください。

※ご入居者様の体調等によっては、施設の判断で中止とさせていただきます。

※予約制面会の実施は感染状況等を鑑みて随時見直します。

(別紙②)

コンサルテ新緑苑 予約制ランチ面会について

(2023年5月8日より)

■実施日時

- ・毎日 12:00～13:00 (1日1組)

※面会開始時間及び面会時間の遵守をお願い致します。

■面会場所・面会人数

- ・原則1階応接室、または4階相談室にて。面会者は2名まで。
- ・面会当日を含む4日前からの検温をお願い致します。当日は受付にて手指消毒、検温、健康状態チェックリストにご記入の上、面会となります。(37.5℃以上の方、のどに痛みのある方、味覚・嗅覚に異常のある方等は入館いただけません)。

また、マスクは必ずご持参下さい。

- ・当日の昼食は施設の給食、またはご家族様が持ち込まれた食事を召し上がって下さい。

※ご家族様の給食の申し込みは、面会前日の正午までとさせていただきます。

※ご家族様の給食は1食880円(税込)です。その月の利用料と一緒に請求させていただきます。

※食事を持ち込まれる場合は、飲み物もご準備下さい。

※喫茶ルームは利用出来ません。

※食事をされる時以外はマスクを着用して下さい。

※ご入居者様の体調等によっては、施設の判断で中止とさせて頂く場合があります。

■申し込み方法(事前予約)

- ・面会ご希望日の2週間前から、電話(077-548-6110)のみで予約を受け付けます(受付時間毎日8:30～17:30)。ご入居者様からの直接の予約は受け付けません。
- ・出来るだけ多くの方に面会していただく為、面会の頻度は入居者様お1人に対し2週間に1回とさせていただきます。

(別紙③)

コンサルテ新緑苑 外出について

(2023年5月8日より)

- ・外出をされる場合は必ず事前にお申し出下さい。
- ・外出先はご入居者様の自宅、ご家族様の自宅のみとし、外食は控えてください。
また、出来るだけ少人数でお過ごしいただき、短時間でお戻り下さい。
- ・外出の頻度はご入居者様お1人に対し1週間に1回とさせていただきます。
- ・外出中はご入居者様もご家族様も必ずマスクを着用して下さい。
- ・ご入居者様が施設に戻られた際に、発熱や風邪症状等が見られた場合は入館していただく事は出来ません。保健所又は受診・接触者相談センター等の指示を仰ぎ、適切な対応をとっていただきます。
- ・ご入居者様の当日の体調等によっては、施設の判断により外出を控えていただく場合があります。

※「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のレベルが引き上げられた場合や、滋賀県内や近隣府県の感染状況の悪化が確認された場合等は、施設の判断で外出を中止させていただきます。

※「今回のお知らせは施設が外出を推奨するものではありません。」

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けについて、季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行されますが、厚生労働省からは「高齢者施設等においては5類に移行後も新型コロナウイルスにかかる感染症対策の徹底を当面継続すること」と通知があります。

ご入居者様との外出について、ご家族様で十分にご検討の上、お申し込み下さい。
皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。